

I 新潟県がん登録事業の概要

1 新潟県がん登録事業の意義

がん登録事業は、県内に居住するすべてのがん患者について、その発病から治癒、又は死亡に至るまでの経過に関する情報を多方面から集め、それらを個々の患者ごとに整理保管するものです。

これらの登録を基に、がん対策を効果的、効率的に推進し、県民の健康水準の向上に寄与することを目的としています。

また、以下の事項にも活用するものであり、この情報を各医療機関に還元することにより地域医療機関の水準の向上及び市町村の保健活動に役立てていただけるものと考えます。

- (1) がん罹患率の測定
- (2) がん患者の受診状況の把握
- (3) がん患者の生存率の測定
- (4) 罹患の地域別状況の分析
- (5) 疫学研究への利用

2 がん登録事業の実施根拠

(1) 健康増進法関連(H15.5施行)

法第16条に「国及び地方公共団体は、生活習慣病とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めること。」とされ、具体的内容としては、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業とされています。

(2) 老人保健法(H20.3.31廃止)関連(健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定についてH10.3.31)

指針において「成人病予防対策及び寝たきり予防対策を効果的に推進するため、成人病登録・評価等部会の指導の下に、成人病登録・評価事業（がん等の成人病

患者を登録し、り患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行うことをいう。)を行う」とされ、実施主体は都道府県とされています。

3 新潟県がん登録事業の体系

事業体系は4ページに示すとおりで、新潟県福祉保健部（以下「福祉保健部」という。）が実施主体となり、情報収集業務は新潟県成人病予防協会に、登録業務は新潟県病院局（新潟県がん登録室（以下「登録室」という。）はがん予防総合センター内）にそれぞれの業務の委託を行います。

新潟県成人病予防協会から各医療機関へ届出票が発送され、各医療機関からの届出票は同協会へ返送されます。同協会は届出票をとりまとめ、登録室へ搬入します。届出票の書き方及び提出の方法については33～40ページを参照下さい。

登録室では、届出票の内容をコード化してコンピュータに入力します。同じく各保健所から新潟県福祉保健部健康対策課へ送付されてくる死亡情報の内容もコンピュータに入力します。

また、情報収集のため必要な場合は、同意を得たうえで関係機関に出張して、患者情報を採録する場合があります。

登録室では上記の登録を行い、罹患数等を集計し、受診状況、生存率、罹患の地域別状況等を分析します。

福祉保健部は解析、評価結果を医療機関をはじめ、関係機関に配布するとともに今後のがん対策に役立てたいと考えています。

4 医療機関等への情報提供

医療機関等は、次によりがん登録事業で得られた情報の提供を受けることができます。

(1) 予後情報の提供

ア 届出医療機関等は、届出患者の予後に関する情報（生死の別、死亡年月日、死因）の提供を受けることができます。

イ 届出医療機関等が予後情報の提供を受けようとする場合は、書面により登録室に要請します。

ウ 届出医療機関等は、情報の提供を受けた場合は、所定の受領書を提出します。

(2) 公表されている資料以外の資料の提供

ア 年報等により公表されている資料以外の資料（以下「登録資料」という。）を利用しようとする場合、所定の申請書を新潟県がん登録室長（以下「登録室長」という。）を経由して新潟県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）に提出します。

イ 福祉保健部長は、データ管理取扱委員会の意見を聴いた上で、利用の承認又は不承認を決定します。なお、利用の承認をする際の基準は次のとおりです。

（ア）登録資料の利用が保健医療の向上又は研究のためのものであること。

（イ）登録資料の利用ががん対策の推進に寄与するものであること。

（ウ）利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要な最小限の範囲内のものであること。

（エ）申請者において、登録資料から知り得た情報の管理が適切に行われること。

ウ 申請者は、登録資料の提供を受けるに当たり、所定の誓約書を登録室長を経由して福祉保健部長に提出しなければなりません。

エ 申請者は、登録資料を利用して行った研究の成果の公表に当たっては、その内容について事前に登録室長と協議するとともに、公表する全文(図表を含む。)の写しを登録室長を経由して福祉保健部長に提示しなければなりません。